

総長PITCH CHALLENGE 参加規約

この参加規約（以下「本規約」）は、学校法人立命館（以下「立命館」）が、学生・生徒を対象として開催する「総長PITCH CHALLENGE」に関して定めるものです。総長PITCH CHALLENGEオーディションへの応募にあたり本規約に同意いただく必要がございます。

（応募資格）

総長PITCH CHALLENGEオーディションへの応募時点及び総長PITCH CHALLENGE終了までの期間中、本チャレンジへの応募者（以下「応募者」）は以下のすべての条件を満たし、当該条件に従う必要があります。

応募者は、以下の基準を満たしているものとします。

- ・学校法人立命館の学生・生徒・児童（注1）を中心とする2名～5名のチームであること
（注1）2021年9月1日時点で立命館学園の各校*に在籍する学生・生徒・児童（正規生）
*立命館大学、立命館アジア太平洋大学、立命館中学校・高等学校、立命館慶祥中学校・高等学校、立命館宇治中学校・高等学校、立命館守山中学校・高等学校、立命館小学校
- ・チームリーダーが①（注1）に示す者であり、実質的にチームの中心を担っていること
- ・応募者のうち、半数以上が①（注1）に示す者であること
- ・社会人でないこと

（オーディション選考方法）

立命館、及び外部の審査員が応募者の提出したエントリーシート、ピッチ動画、プレゼンテーション資料の内容を審査します。また、内容確認のため、一部の応募者にオンラインセッションを行います。別条の選考基準により選考された応募者にブラッシュアップおよび総長ピッチの参加権を授与します。

※上記及びその他の選考基準や選考理由に関するお問い合わせには対応いたしかねます。ご了承ください。

（総長PITCH THE FINAL選考方法）

立命館、及び外部の審査員が応募者のピッチの内容を審査します。別条の選考基準により選考された応募者に賞および副賞を授与します。

※上記及びその他の選考基準や選考理由に関するお問い合わせには対応いたしかねます。ご了承ください。

(オーディション及び総長PITCH THE FINAL選考基準)

- ・ 当事者意識・プランへの思い
コンテストのための提案ではなく提案する事業を本気で自分がやっていく当事者意識があるか、事業を実現するためのプロセスを考慮したビジネスプランとなっているか
- ・ ビジョン
提案するプランの目標や方向性、将来的な展望を明確に描くことが出来ているか、2025年・2030年により良い社会を実現したいかが明確になっているか
- ・ 着眼点・インパクト
解決すべき社会課題に対してオリジナルの問題意識があり、新たな価値やインパクトを生み出すビジネスとなっているか
- ・ 独創性・創造性
柔軟で発想力豊かなビジネスプラン・社会課題への解決策になっているか
- ・ 市場性・持続性
市場ニーズを的確に捉え、ビジネスとして成り立つ市場規模や市場の将来性について検討を深めることが出来ているか

※上記及びその他の選考基準や選考理由に関するお問い合わせには対応いたしかねます。ご了承ください。

(禁止事項)

総長PITCH CHALLENGEの期間中、応募者は以下の行為をしてはならないものとします。

- ・ 第三者の営業秘密及び知的財産権その他一切の権利を侵害する行為
- ・ 総長PITCH CHALLENGEの運営を妨害する行為
- ・ 応募要項に記載の応募方法に違反する行為

(ビジネスプランについて)

1. 応募者は、総長PITCH CHALLENGEにて提案したビジネスプランが、学内に公開されること及び立命館の判断により外部に公表、第三者に開示される可能性があることを認識し、かかる公開等につき同意するものとします。また、ビジネスプランには、応募者の秘密情報を含めないものとします。
2. 総長PITCH CHALLENGEオーディションに応募した時点で、応募者のビジネスプランが第三者の秘密情報（個人情報を含む）を含めず、また、第三者の知的財産権を侵害していないことを応募者が表明及び保証したものとみなします。立命館は、応募者のビジネスプランについて一切の責任を負わないものとしますが、任意で上記事項を確認することができるものとし、応募者はこれに協力するものとします。

(知的財産権)

応募者のビジネスプランの内容が、産業財産権に関する法律、著作権法若しくはその他の法律による保護を受けられる場合、かかる権利（産業財産権を受ける権利並びに著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は応募者に帰属します。

(授賞の取り消し及び副賞の取り扱い)

1. 受賞者に応募資格がないことが判明した場合、立命館は授賞を取り消すことができるものとします。この場合、立命館は受賞者に対し、賞品の授与の中止、既に賞品を授与している場合には賞品の返還請求、その他立命館が必要と判断する措置を採ることができるものとします。
2. 受賞の権利及び副賞を受けることのできる権利は、受賞者チームのみ有効とし、立命館の事前承諾なく第三者への譲渡はできません。

(広告宣伝)

応募者は、立命館が総長PITCH CHALLENGEに関する広告宣伝を行うこと、及び、立命館が次条に定める参加者の個人情報の一部をその目的に利用することに予め同意するものとします。

(個人情報)

1. 総長PITCH CHALLENGEに際して応募者より立命館へご提供頂いた個人情報（以下「応募者の個人情報」）は、立命館のプライバシーポリシーに基づき取り扱いますので、予めご同意のうえご提供くださいますようお願いいたします。
2. 応募者の個人情報は、以下の目的にのみ利用させていただきます。法令により認められた場合を除き、予め応募者本人のご同意をいただくことなく、以下の目的以外で利用することはありません。
 - ・ 応募資格有無の確認
 - ・ 応募者からのお問い合わせ対応
 - ・ 総長PITCH CHALLENGEの運営及び広告宣伝
 - ・ 当該ビジネスプランに関する起業・事業化支援
3. 収集する個人情報
氏名、E-mailアドレス、その他応募書類に個人情報が入力された場合、当該情報

(準拠法、裁判管轄)

本規約の準拠法は日本法となります。総長PITCH THE FINALから生じる紛争に関し、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

(その他)

1. 立命館は、応募者が総長PITCH CHALLENGEに応募したこと、若しくは応募できなかったこと、又は、応募者がビジネスプランにかかる知的財産権の出願を行わなかったことにより発生した損害、損失、不利益等（立命館に故意又は重大な過失がある場合を除く）に対し、一切責任を負いません。
2. 応募者が本規約の定めに違反し、立命館又は第三者に対し損害を与えた場合は、自らの費用と責任によりこれを解決し、立命館に対して当該損害を補償するものとします。

- 立命館は、応募者のビジネスプランを、総長PITCH CHALLENGEの実施および応募者の同意のもと起業・事業化支援を行う以外の目的に利用しません。ただし、立命館が、応募者のビジネスプランとは関係なく、その全部または一部と同様または類似のビジネスアイデアを採用し、または独自に発明・考案・創作する可能性があることを認識し、かかる場合、立命館が応募者に対して、金銭等の支払いを含め、いかなる責任も負わないことにつき応募者は同意するものとします。

(問い合わせ先)

学校法人立命館

起業・事業化推進室 RIMIX事務局

mail: info@r-rimix.com